

知的財産推進計画(仮称)骨子に盛り込むべき事項について (知的財産による競争力強化・国際標準化関連)

《討議用資料》

* 本資料は、2月16日(第1回)の議論を踏まえて事務局で討議用として整理したものであり、あくまでも討議にあたっての具体的なアイデアのイメージとして掲載しているもの。

【現状認識】

- 経済のグローバル化が進展する中にありながら、知的財産権の取得は国内重視の傾向が強く、国際標準化活動は欧米と比較して低調である。また、過去の事例を見ると、知的財産権や国際標準を獲得したにもかかわらず、事業で失敗した例も少なくない。知的財産権や国際標準を有効なツールとして活用するべく、国際的な戦略を強化することが喫緊の課題。
- 我が国大学の研究水準は高いが、事業の成功まで結び付いておらず、また、我が国経済の基盤を担う中小企業の知的財産の活用に関する意識は低い。我が国の優れた「知」を最大限有効活用する必要がある。

【目標】

知的財産と国際標準を戦略的に獲得・活用することにより、我が国産業の競争力を強化するとともに、我が国の優れた「知」を数多くのイノベーションに結び付けることによって、2020年までに大きな経済成長を達成する。

(注) 以下の「(短期)」「(中期)」の表示について

「(短期)」は、今後1, 2年で実施すべき事項。

「(中期)」は、今後3, 4年かけて実施すべき事項。

1. 国際標準化、知的財産権等の活用を通じた世界市場での売上増加や、技術貿易収支の拡大を実現する(0.4兆円→●兆円)。

【成果イメージ】

○研究開発・事業化戦略と連携した国際標準化の戦略的な推進などにより、我が国の強みのある分野において世界市場を獲得

●●分野: 世界市場規模●兆円、目標シェア●%

●●分野: ……

※我が国発の国際標準の活用事例として、デジタルカメラ(生産台数5年で5倍、日本企業シェア約7割)などが存在。

<具体的な成果目標の定め方>

- ・まず、我が国の戦略分野(例:スマートグリッド、燃料電池、電気自動車)を特定
- ・特定した戦略分野に関し、世界市場規模、目標シェア等の何らかの数値目標を定める

○環境技術等の技術移転による利益の大幅な拡大

技術貿易収支 0.4兆円 ⇒ ●兆円

日本の強みを活かせる戦略分野においては、競争力の源泉となる知的財産を持続的に創出し、グローバル展開に向けた標準化を戦略的に進める。また、アジア諸国等と協調してビジネス展開や国際標準獲得を進めるために、各国と研究開発段階から連携を強化していく。更に、フォーラム標準等も含めた国際標準化活動を総合的に支援する。

低コストかつ効率的にグローバルな権利保護を可能とする世界特許システムを構築する。

【施策例】

(1) 我が国の強みを活かす戦略的な国際標準化を推進する

(イ) 日本の強みを活かせる戦略分野において、事業シェアトップクラスを実現する国際標準を獲得する(●件)

- ・スマートグリッドなど戦略分野において、競争領域におけ

る知的財産の創出・保護と非競争領域における標準の獲得を一体として推進する（実証実験型プロジェクトの実施等の研究開発と標準化の一体的な推進など）。（中期）

(2) 標準化活動も含め、研究開発段階から事業化活動までのアジア諸国との連携を強化する

(イ) 事業化に資するアジア諸国との国際標準の共同提案を増加させる(5件(2007年)→●件)

【施策例】

- ・ アジア版フレームワークプログラム（標準化や事業化を見据えたアジア諸国との共同研究開発事業）を推進する（中期）
- ・ アジア地域における標準化に向けて組織的に取り組む（中期）

(3) 「安全・安心」を普及する

(イ) 環境保護や「安全・安心」実現の観点から、公正な評価方法や適切な規格・基準等の国際標準化活動を推進する

【施策例】

- ・ 公正な評価方法や適切な規格・基準等を見極めるための研究を支援する。（短期）
- ・ 日本の規制・規格の翻訳・海外発信を支援する。（短期）

(4) 国際標準化活動を強化する

(イ) 高い交渉スキルを有する国際標準化活動の専門家を育成する(●人)

【施策例】

- ・ デジュール標準獲得の一環として、フォーラム標準等も含めた国際標準化活動を総合的に支援する。(短期)
- ・ 技術知識だけでなく、現場での交渉スキルを身につけた「技術交渉人材」育成のための研修を実施する。(中期)
- ・ 標準化活動に係る産業界の意識改革を促す。(短期)
- ・ 国際会議を日本・アジア諸国へ積極的に誘致する。(中期)

(5) 低コストかつ効率的にグローバルな権利保護を可能とする世界特許システムを構築する

(イ) 特許の海外出願比率を高める(25%→●%)

(ロ) 特許審査結果の実質的な相互承認に向け着実に前進する(例:日米欧韓中の五大特許庁間における共通の特許審査基盤を整備、海外特許出願に対する特許審査ハイウェイ(PPH)利用可能率を●%→●%)

【施策例】

(特許審査のワークシェアリングの質・量の拡大)

- ・ 特許審査のワークシェアリングについて、日米欧韓中の五大特許庁(IP5)において質を高める取組を推進しつつ、その量を拡大する。(中期)

(特許制度の国際調和)

- ・ 各国で異なる出願手続の統一及び出願手続の簡素化を目的とする特許法条約へ加盟に向け、出願人の利便性向上に資する制度整備を行う。(中期)
- ・ 新規性、進歩性など特許制度の実体面の調和を目指した実体特許法条約の議論を加速する。(中期)

(途上国の知的財産環境整備)

- ・ 途上国の知的財産人材育成を強化しつつ、日本での研修経験者とのネットワークを構築する。(中期)

2. 我が国の優れた技術を活かした世界に通用する新規事業を創出する。青色発光ダイオード(LED)のような成功例を多数創出(●件)

【成果イメージ】

○知的財産の活用を促進し、世界に先駆けた新規事業を創出

※ 青色発光ダイオード(年平均売上 0.4 兆円)は日本の大学発技術を実用化し、世界的なシェアを獲得した例。

イノベーションの重要な担い手である大学や公的研究機関、中小・ベンチャー企業の「知」を生み出す能力を経済価値創出へ結びつけるため、産学共創の場の構築などにより産学連携力を抜本的に強化するとともに、知的財産に対する意識が低い中小・ベンチャー企業への支援を総合的に強化する。

オープン・イノベーションの進展への対応を含め、知的財産を活用した価値創出を加速するイノベーションインフラの整備を進める。

(1) 日本における産学連携力を世界トップクラスにする(IMD World Competitiveness Yearbook 17位→●位 等)

(イ) 産学官が大学等の知を活用し事業化へ向けて共創する場を構築する(●件)

(ロ) 企業から国内大学や公的研究機関へ支出する研究費を増加させる(1100 億円→●億円)

(ハ) 大学や公的機関研究費に占める外国資金の割合を増加させる(それぞれ 0.04%、0.4%→●%、●%)

【施策例】

(産学が共創する場の構築)

- ・ 複数の企業、若手を含む大学等の研究者が集まり、産学官

が大学等の知を活用し事業化へ向けて共創する場を構築する。

- ・このため、既存の研究拠点や公的研究機関において、国費により整備された先端設備を企業が円滑に利用できる仕組みや、複数の企業が参加する共同研究における知的財産管理の仕組みを整備する。(中期)
- ・また、知の共創に際し、産学が対話しつつ各々の役割を踏まえた研究開発活動を計画・推進する機能(「知」のプラットフォーム)を構築する。(短期)

(大学等の産学連携力の向上)

- ・既存の大学知財本部・TLOの再編(ネットワーク化、広域化、専門化等)・知財マネジメント人材の質的強化等により産学連携機能を強化する。(中期)
- ・大学等において産学連携活動に取り組む場合に、大学教員の他の業務負担を低減するなどのインセンティブを導入する。(中期)
- ・外国企業等からの研究資金の拡大に向けて、国費により大学等が獲得した知財を基にした共同研究等における外国企業等との連携のルールを明確化する。(短期)

(産学連携を促進する環境の整備)

- ・公的資金による研究成果(論文及び科学データ)について、原則としてオープンアクセスを確保する。(短期)
- ・大学等の特殊性(研究成果の社会還元を目的とする)を踏まえ制度を見直す。(仮出願制度の導入、新規性喪失の例外の拡大、アカデミックディスカウントの拡充)(中期)
- ・産学双方にとって有効な産学連携(共同研究、人材育成)を実現するため、企業から大学に流れる資金の拡大・活用を促進する予算・税制(産学連携促進のための税制上の優遇措置を含む。)等の在り方について、抜本的に見直す。(短期)

(2) 中小・ベンチャー企業や地域における知的財産の活用を促進し、中小企業による輸出額を増加させる(10兆円→●兆円)

(イ) 世界でも活躍するニッチトップ企業を輩出する(●件)

(ロ) 中小・ベンチャー企業の特許出願人数を増加させる(1.2万社→●万社)

(ハ) 中小企業の海外出願比率を高める(●%→●%)

(二) ノウハウ秘匿を含めた知的財産戦略を中小企業経営に浸透させる

【施策例】

(支援施策の充実)

- ・ 特許出願に不慣れな者の出願を支援する「特許パック料金制度」や「応援弁理士制度」など、中小企業等に対する新たな支援制度を創設する。(短期)
- ・ 特許料等の減免制度をわかりやすく利用しやすいものへと拡充する。(短期)
- ・ 外国出願費用の助成制度を拡充する。(短期)

(相談窓口、支援体制の整備)

- ・ 知的財産に関する多様な相談を一元的に受付けるワンストップ相談窓口を全国に整備する(知的財産版「法テラス」を実現する)。(短期)
- ・ 中小・ベンチャー企業の知的財産を支援する人材を育成、確保するとともに、研究開発から事業化、海外展開、侵害対策までを総合的に支援できる体制を整備する。(中期)

(普及啓発活動の強化)

- ・ ノウハウ秘匿を含めた知的財産戦略の重要性を中小・ベンチャー企業経営に浸透させる大々的な普及啓発活動を展開する。(中期)
- ・ 営業秘密管理指針を普及させる。(中期)

(3) オープン・イノベーションに対応した知的財産制度を構築するなどイノベーションインフラを整備する。

(イ)世界トップクラスの知的財産制度を実現する(World Economic Forum、The Global Competitiveness Report 20位→●位)

(ロ)権利の安定性を向上させる

(ハ)特許審査順番待ち期間を世界トップクラスに短縮する(2013年に審査順番待ち期間を11か月)

【施策例】

- ・ 通常実施権の登録対抗制度の見直し、特許を受ける権利への質権設定の解禁の検討などを行い、特許の活用を促進するための制度整備を行う。(短期)
- ・ 裁判公開の原則、被告人の防御権の行使に対する制約のおそれや円滑な訴訟手続の確保に配慮しつつ、刑事訴訟手続において営業秘密の内容を保護するための適切な法的措置の在り方について成案を得る。(短期)
- ・ 特許の有効性を無効審判と侵害訴訟の両方で争えるダブルトラックを含めた特許庁と裁判所の関係の在り方について整理するなどにより、権利の安定性を向上させる。(中期)
- ・ 特許審査の迅速化を進める。(中期)
- ・ ユーザーイノベーションを促進する。(中期)